



Kanegasaki

子育て情報ガイド

Child-Rearing information guidebook

令和6年度版



目次

子育てカレンダー(妊娠中) 3

子育てカレンダー(出産後) 4

安心して出産を迎えるために 6

妊娠の届出 6
母子健康手帳交付・面談 6
出産応援給付金 7
妊婦一般健康診査 7
妊婦歯科健康診査 7
産前産後期間の国民年金保険料免除制度 8
産前産後期間の国民健康保険税免除制度 8
妊産婦医療費助成 19 (8)
妊産婦サポートタクシー利用助成券交付 9
妊産婦宿泊費等助成 9
妊婦インフルエンザ接種費用助成 10
パパママセミナー 10
妊婦訪問 10
妊娠中の転出・転入・県外への里帰り 11

産婦さんへのサポート 12

産婦健康診査 12
産後ケア訪問 12

赤ちゃんが生まれたら 13

出生の届出 13
健康保険 13
出産育児一時金 13
子ども医療費助成 20 (13)
低体重児出生届 14
未熟児養育医療 14
赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問) 14
子育て応援給付金 15
児童手当 15

子どもの健やかな成長のために 16

新生児聴覚検査 16
先天性胆道閉鎖症検査 16
健康診査 16
予防接種 17

医療費助成(福祉医療制度)について... 19

医療費助成(福祉医療制度) 19
妊産婦医療費助成 19
子ども医療費助成 20
ひとり親家庭医療費助成 20
重度心身障がい者医療費助成 21

子育てに関すること 22

離乳食教室 22
子育て相談 22
子育て相談(そだち・ことばの相談) 22

療育教室(チューリップひろば) 22
児童家庭相談(児童虐待) 23
親子のための相談 LINE 23
在宅子育て応援金 24
かねがさき赤ちゃんの駅 25
チャイルドシート兼ジュニアシートの貸出 25
金ケ崎町子育て支援センター 26
子育てサークル 26

保育所等・幼稚園等・小学校・放課後児童
クラブ等 27

保育所等 27
保育所(企業主導型) 28
幼稚園等 28
小学校 29
放課後児童クラブ(学童保育所) 30
放課後子ども教室(キッズくらぶ) 31
子ども食堂 32

こまった時の預かり 33

一時預かり 33
子育て短期支援事業(0歳児~18歳未満対象) 33
金ケ崎町ファミリー・サポートセンター 34
ベビーシッターグループ「あびたん」 35

ひとり親家庭のために 36

児童扶養手当 36
ひとり親家庭医療費助成 20 (36)
母子父子寡婦福祉貸付制度 36
ひとり親家庭等日常生活支援事業 36

病気や障がいのあるお子さんのために... 37

各種手帳 37
特別児童扶養手当 37
障害児福祉手当 37
福祉サービス 38
自立支援医療 39
重度心身障がい者医療費助成 21 (39)

町内の小児科 40

緊急時・休日・夜間の医療機関 41

緊急時・休日・夜間の対応 41

災害に備えて 42

相談窓口一覧 43

かねがさき子育て応援マップ 44

子育て世代包括支援センターのご案内 46

おやこ交流 DAY 46

町では、乳幼児健診や予防接種等の子育て支援に関する情報や子育てに関する情報を、ホームページ、すこやかこどもメール、町公式LINE等でお知らせしています。



子育て情報ガイド

子育て情報ガイドは町のホームページに掲載しています。



▲町ホームページ



すこやかこども情報メール

乳幼児健診や予防接種等の子育て支援に関わる情報を「すこやかこども情報メール」でお知らせしています。



- ① 二次元バーコードを携帯電話でスキャンしてください。
- ② 受信登録画面が表示されますので「受信登録する」をクリックします。
- ③ メール作成画面が表示されますので、そのままメールを送信します。
- ④ ③のメールを送信後、いわてモバイルメールからメールが届きます。メール文面の下部にあるURL をクリックします。
- ⑤ 登録完了



金ヶ崎町公式LINE

町公式LINEでは、町の情報配信やホームページの情報を確認することができます。ホームページに掲載している子育ての情報も確認することができます。



▲LINE
お友達登録



ぴったりサービス（電子申請）



マイナンバー

以下の手続きは、マイナポータルのぴったりサービスから電子申請ができます。

- 妊娠の届出 ○児童手当に係る各手続き
- 幼稚園・保育園の利用に係る各手続き ○児童扶養手当の現況届

手続きの詳細については、マイナポータルからご確認ください。



▲マイナポータル
手続きの検索・電子申請

子育てカレンダー（妊娠中）

妊娠初期

4～7週（2か月）

8～11週（3か月）

12～15週（4か月）

妊娠中期

16～19週（5か月）

20～23週（6か月）

24～27週（7か月）

妊娠後期

28～31週（8か月）

32～35週（9か月）

36～39週（10か月）

出産

手続き等を済ませたら しましょう！
手続きを行う窓口や必要な持ち物などについては、記載されているページをご覧ください。
P3～5のカレンダーで例示した以外の手続きが必要な場合もあります。

医療機関で出産予定日が確定したら…

- 妊娠の届出 ⇒6ページ
- 母子健康手帳の交付・面談 ⇒6ページ
- 出産応援給付金 ⇒7ページ
- 妊婦一般健康診査 ⇒7ページ
- 妊婦歯科健康診査 ⇒7ページ
- 妊産婦医療費助成 ⇒19ページ
- 妊産婦サポートタクシー利用助成券 ⇒9ページ
- 妊産婦宿泊費等の助成 ⇒9ページ
- パパママセミナー ⇒10ページ

などの手続きを
しましょう。

夫婦で協力して子育てができる
よう妊娠・出産・育児について
体験を通して学びましょう♪

- 妊婦訪問 ⇒10ページ

町助産師が訪問します。
妊娠中の身体の変化に対する悩みや出産への不安、心配事などを相談しましょう。

- ☆県外での里帰り出産を予定される方 ⇒11ページ
- ☆妊娠中に金ケ崎町外に転出される方 ⇒11ページ
- ☆妊娠中に金ケ崎町内に転入される方 ⇒11ページ

子育てカレンダー（出産後）①

0歳

- 産婦健康診査 ⇒12ページ
- 産後ケア訪問 ⇒12ページ
- 出生の届出 ※生まれた日から14日以内の申請です！ ⇒13ページ
- 健康保険への加入 ⇒13ページ
- 出産育児一時金 ⇒13ページ
- 子ども医療費助成 ⇒20ページ
- 子育て応援給付金 ⇒15ページ
- 児童手当 ⇒15ページ
- 新生儿聴覚検査 ⇒16ページ

1か月

- 赤ちゃん訪問
(乳児家庭全戸訪問) ⇒14ページ
- 子育て相談 ⇒22ページ
- 乳児一般健康診査(生後1か月児) ⇒16ページ
- 在宅子育て応援金 ⇒24ページ

赤ちゃん訪問や町の相談窓口
を利用し、子育てで心配なこと
や不安なことは何でも相談して
ください。

2か月

- 予防接種 ⇒17ページ
- ☆保育所等に関して ⇒27ページ

定期予防接種の期間を
確認して計画的にすすめ
ましょう！

3か月

- 乳児健康診査(生後3~4か月児) ⇒16ページ

4か月

5か月

- 離乳食教室 ⇒22ページ

6か月

- 乳児一般健康診査(生後6~7か月児) ⇒16ページ

7か月

8か月

- ☆お母さんからもらった抗体がなくなる時期です。赤ちゃんの病気に注意
しましょう。普段から、救急時の連絡先を把握しておきましょう。
⇒41ページ

子育てカレンダー（出産後）②

9か月 乳児一般健康診査（生後9～10か月児） ⇒16ページ

10か月

11か月

金ケ崎町ファミリー・サポート・センターなどを
利用して、たまには息抜きもしましょう♪

1歳

☆1歳から金ケ崎町ファミリー・サポート・センターが利用できます。
⇒34ページ

健康診査（1歳6か月児） ⇒16ページ

2歳

歯科健康診査（2歳6か月児） ⇒17ページ

3歳

健康診査（3歳6か月児） ⇒16ページ

☆幼稚園等に関して ⇒28ページ

小学校

☆小学校に関して ⇒29ページ

☆放課後児童クラブ(学童保育所)に関して ⇒30ページ

☆放課後子ども教室(キッズくらぶ)に関して ⇒31ページ

安心して出産を迎えるために

妊娠の届出

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

医療機関で出産予定日が確定したら、子育て支援課窓口で妊娠の届出を行ってください。母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票などを併せて交付します。

母子健康手帳の交付・面談

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

母子健康手帳とは、妊娠中の経過や、出産の状況、お子さんの健康や予防接種の記録など、妊婦の方やお子さんのための大切な健康手帳です。妊娠の届出を行った際に交付します。

【対象者】金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【受付場所】子育て支援課窓口

【受付日時】毎週月曜日（祝日を除く）午後1時～午後5時

※事前にご連絡ください。受付日時以外の日時に關しては要相談となります。

【持ち物】①妊娠届出書及び妊婦一般健康診査受診票交付申請書（記入し、持参ください）

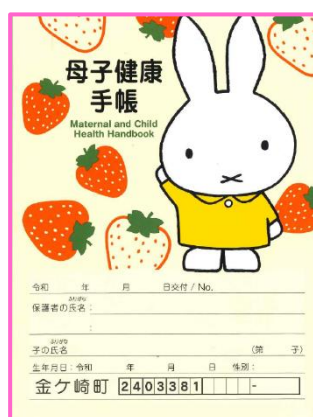
②妊婦の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（個人番号通知カード等）
※配偶者の住所地が町外の場合、配偶者の個人番号も必要です。

③本人確認できる書類

<1点で可>個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）など

<2点以上必要>健康保険証、年金手帳など

※代理人（委任代理人）が届出する場合は、上記①、②に加え、代理人の③が必要です。また妊婦本人が記入した委任状も必要になります。



◀令和6年度発行
金ケ崎町
母子健康手帳

車用ステッカー▶
(母子健康手帳発行時に
配布しています)



母子健康手帳を交付後の面談の流れ

- ①まずは出産に向けての困りごとや心配ごとをお聞きします。
- ②「妊娠届出時アンケート」を記入いただきます。
- ③「子育てプラン」を一緒に確認し、出産までの見通しを立てていきます。
- ④今後の予定として、8か月頃や出生届出後の面談などを案内します。

出産応援給付金

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

母子健康手帳交付時の面談、アンケート記入、子育てプラン確認を受けた後、金ケ崎町出産応援給付金支給申請書に記入し提出いただきます。

給付金の申請にあたっては、以下の同意が必要です。

- ① 他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援給付金またはギフトの支給を受けていないこと。
- ② 給付金の支給要件の該当性を審査するため、町が必要な住民基本台帳など公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供すること。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出すること。
- ④ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要な場合には、自治体、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てプランの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有すること。

【対象者】 金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【給付額】 妊婦 1 人あたり 50,000 円

妊婦一般健康診査

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

妊婦一般健康診査は、妊婦の方や赤ちゃんの健康を確認する大切な健診です。

妊娠週数に応じて健診の間隔や回数が決まっています。母子健康手帳交付の際に最大 1 4 回分の妊婦一般健康診査受診票と子宮頸がん検診 1 回分の受診票を交付します。妊娠週数に応じて医療機関に提出し受診してください。

費用は 1 4 回目までは無料です。また、1 4 回分の受診票を使い終わり、出産予定日を過ぎて 1 5 回目の妊婦健診を受診した場合や、多胎児を妊娠された方の健診費用についても助成していますので、子育て支援課で申請手続きを行ってください。

★転出・転入・県外へ里帰りをする時は 1 1 ページをご覧ください。

【対象者】 金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【内容】 妊娠週数に応じて健診内容が異なります。

- ※健診の時期：妊娠初期から 2 3 週・・・4 週間に 1 回
- 妊娠 2 4 週から 3 5 週・・・2 週間に 1 回
- 妊娠 3 6 週から出産まで・・・1 週間に 1 回

【助成額】 ・妊娠 4 0 週以降（1 回を限度）：上限 5,7 7 0 円（保険診療分は対象外）

・多胎妊娠の場合：上限 5,0 0 0 円、5 回まで（保険診療分は対象外）

妊婦歯科健康診査

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

心身の様々な変化や生活リズムの変化により、むし歯・歯周病がおこりやすい妊婦の歯の健康を保つために妊婦歯科健診をご案内しています。

【対象者】 金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【受診場所】 町内の歯科医療機関

【費用】 無料

【内容】 問診、歯周検査、口腔清掃状態の診査及び歯科保健指導

【受診期間】 出産予定日の 1 か月前まで

【持ち物】 金ケ崎町妊婦歯科健康診査通知書（母子健康手帳交付時にお渡しします）、母子健康手帳、健康保険証

産前産後期間の 国民年金保険料免除制度

問

住民課 国保年金係 ☎42-2111
一関年金事務所 ☎0191-23-4246

国民年金第1号被保険者の方は、住民課窓口または一関年金事務所へ申請により、出産前後の一定期間について国民年金保険料が免除されます。

【免除期間】 出産予定日または出産する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、免除期間が異なります。）

※出産とは妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産された方を含みます。）

【申請時期】 出産予定日の6か月前から申請可能

【持ち物】 基礎年金番号または個人番号が確認できる書類（年金手帳、個人番号カードなど）、本人確認書類

※出産前に申請をする場合は出産予定日がわかる書類（母子健康手帳など）

※被保険者と子が別世帯の場合は、出産日及び親子関係を明らかにする書類（出生証明書など）

産前産後期間の 国民健康保険税免除制度

問

税務課 賦課係 ☎42-2111

国民健康保険被保険者の妊産婦の方は、税務課窓口へ申請により出産前後の一定期間について国民健康保険税が免除されます。

【免除期間】 出産予定日または出産する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、免除期間が異なります。）

※出産とは妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産された方を含みます。）

【申請時期】 出産予定日の6か月前から申請可能

【持ち物】 個人番号が確認できる書類（個人番号カードなど）、出産予定日が確認できる書類（母子健康手帳など）

※多胎の場合は人数分必要

※被保険者と子が別世帯の場合は、出産日及び親子関係を明らかにする書類（出生証明書など）

妊産婦医療費助成

問

住民課 国保年金係 ☎42-2111

妊婦・産婦の方の医療費を助成しています。

★詳しくは19ページをご覧ください。

妊産婦のみなさんの安心安全な出産・子育てを支援するために、妊産婦タクシー助成券を妊娠届提出時または転入時に交付しています。

【対象者】金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【助成内容】①妊産婦おでかけ支援タクシー助成券：上限10,000円分（500円券×20枚）。通院や買い物等の外出時に利用できます。

②出産等支援タクシー助成券：上限160,000円分（40,000円券×4枚）。
出産等で医療機関に通院する時に利用できます。

※助成券の有効期限は、どちらも母子健康手帳交付日から1年間となります。

※転出した場合はご使用できなくなりますので、子育て支援課へ助成券を返却してください。

【持ち物】母子健康手帳

※代理の場合は運転免許証などの身分証明が確認できる書類



金ケ崎町「妊産婦サポートタクシー▲助成事業」ご利用案内チラシ

出産のため町外の宿泊施設に待機宿泊する費用を助成しています。また、多胎妊娠や切迫早産など、母子へのリスクが予想される妊産婦（ハイリスク妊産婦）の方が、周産期母子医療センターに通院や入院する際の交通費、出産のため待機宿泊する費用を助成しています。

【対象者】母子健康手帳を交付され、金ケ崎町内に住民登録をしている妊産婦

【助成内容】①一般妊婦：上限30,000円

妊婦・付添人1人分の待機宿泊に要する実費分
（限度3泊、1泊の上限5,000円）

②ハイリスク妊産婦：上限50,000円（宿泊費及び交通費の合計額）

<宿泊費>妊婦：待機宿泊に要する実費分

付添人：1人分の待機宿泊に要する実費分
（限度3泊、1泊の上限5,000円）

<交通費>妊産婦：公共交通機関及びタクシーは、実費分。

※自家用車は、算定基準額がありますので、お問い合わせください。

【申請】 出産日から6か月以内に次の書類を提出してください。

※年度ごとの申請となります。年度末の3月31日までに提出してください。

<一般妊婦・ハイリスク妊産婦 共通>

- ・金ケ崎町妊婦宿泊費等助成金交付申請書（様式第1号）
- ・宿泊費に係る領収書の写し

<ハイリスク妊産婦のみ>

- ・金ケ崎町妊婦宿泊費等助成金交付申請内訳書（様式第2号）
- ・ハイリスク妊産婦該当事項（様式第3号）
- ・母子健康手帳の写し（診療日、出産日及び出産予定日が記載されている部分）
- ・診療明細書及び領収書の写し（母子健康手帳に記載されている日以外でハイリスク妊娠・分娩に係る疾患の受診をした場合、他科でハイリスクに係る疾患で受診した場合）

妊婦インフルエンザ接種費用助成

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

妊娠中のインフルエンザ感染による重症化を防ぐことを目的として、予防接種費用の一部助成をしています。※任意予防接種となります。

【対象者】金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【接種期間】毎年度10月～1月

【助成額】1人1回上限1,500円

【申請方法】医療機関で接種し、接種料金の全額を支払った後、子育て支援課窓口で申請手続きを行ってください。

【申請期限】予防接種を受けた日の属する年度の末日まで

【持ち物】領収書、予防接種済証、母子健康手帳、印鑑、口座番号が確認できるもの（通帳など）

パパママセミナー

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

これから出産・育児を迎える夫婦が協力して子育てができるように、妊娠・出産・育児について体験を通して学ぶ場です。

【対象者】金ケ崎町内に住民登録をし、妊娠5か月から9か月の妊婦とその配偶者

【開催日】年3回（対象者に個別案内いたします）

【内容】講話、赤ちゃんのお世話体験（お風呂、着替え、オムツ替え等）、妊婦疑似体験等

【持ち物】母子健康手帳

【申込み】開催日の3日前まで

妊婦訪問

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

妊娠9か月頃、町助産師が妊婦を訪問し、妊娠中の身体の変化に対する悩みや出産への不安、子育てに関する心配事などを面談でお聞きします。訪問時にはアンケートを記入していただきます。

【対象者】妊娠32週～35週頃の妊婦（対象時期に個別案内します）

【費用】無料

県外へ里帰りされる方

母子健康手帳交付の際にご相談ください。

金ケ崎町外へ転出される方

- 母子健康手帳はそのままお使いいただけます。
- 妊婦一般健康診査受診票は金ケ崎町を転出された日以降、ご使用できません。
- 妊産婦サポートタクシー助成券を交付された方は子育て支援課まで返還してください。

金ケ崎町内へ転入される方

- 母子健康手帳はそのままお使いいただけます。
- 妊娠届の転入手続き及び妊婦一般健康診査受診票を発行しますので、母子健康手帳をお持ちになり、子育て支援課窓口におこしてください。
- 妊産婦サポートタクシー助成券を交付します。詳しくは9ページをご覧ください。

産婦さんへのサポート

産婦健康診査

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

出産後の心と体は、とても不安定な状態です。産婦健康診査は、産後の健康状態を確認する大切な健診です。概ね産後2週間後と1か月後に行います。

【対象者】 金ヶ崎町に住民登録をしている産婦

【受診場所】 出産した医療機関

【助成金額】 上限5,000円×2回分

【受診方法】 産婦健康診査受診票（出産までに交付）、母子健康手帳を医療機関に提出してください。

産後ケア訪問

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

町助産師が訪問し、お母さんの悩みや赤ちゃんの様子に合わせてサポートします。

【対象者】 金ヶ崎町に住民登録をしている産婦（産後1年まで）で訪問を希望する方

【内容】 お母さん：産後の身体の回復や心の安定を促すサポート、母乳育児支援、授乳や育児の不安に対する支援等

赤ちゃん：健康状態の観察（黄疸や体重増加のチェックなど）

【費用】 無料

【流れ】 ①申請（代理可）…訪問希望日が決まったら、電話または窓口で申請します。
※来所の場合は、母子健康手帳と印鑑をご持参ください。

②利用決定……………訪問日が決まったら、助産師から電話連絡を差し上げます。

③訪問利用……………助産師がお宅に伺います。



▲写真（新生児用のデジタル体重計）

乳児全戸訪問や産後ケア訪問の際に、赤ちゃんの体重測定で使用しています。

赤ちゃんが生まれたら

出生の届出

問 住民課 町民係 ☎42-2111

生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)に住民課で出生の届出を行ってください。
(国外で生まれたときは3か月以内)

お子さんの名前は、常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなを使用できます。

【持ち物】 出生届用紙、母子健康手帳

健康保険

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

お子さんをお父さんまたはお母さんの健康保険に加入させましょう。
国民健康保険は住民課で、社会保険の方は職場で手続きをしてください。

出産育児一時金

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

出産育児一時金が保険者から最大50万円支給されます。(社保資格喪失後6か月以内の出産の場合、社保から出産育児一時金が支給される場合があります。)

【問合せ先・持ち物】

直接支払いを利用しない時または直接支払いの額が50万円を超えない時。

届出・問合せ先	持ち物
母が国保に加入 ⇒住民課 国保年金係	国民健康保険証、世帯主の印鑑、領収書、直接支払い制度に関する同意書、通帳 ※直接支払い制度を利用した場合で出産費用が50万円を超えた時は、原則役場での手続きは必要ありません。
母が社保、共済に加入⇒職場	(社保) 市町村長の証明又は医師の証明 (共済) 職場でご確認ください。

【その他】 医療機関窓口での負担が軽減される直接支払制度があります。被保険者の委任を受けて、保険者が医療機関へ出産育児一時金を支払います。
手続きは出産予定の医療機関となります。

子ども医療費助成

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

18歳以下の子どもの医療費を助成しています。

★詳しくは20ページをご覧ください。

低体重児出生届

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

出生時の体重が2,500g未満の乳児は届出が必要です。赤ちゃんが健やかに成長されるよう、また保護者の方が不安なく育児ができるように支援するためのものです。

【対象者】 出生体重2,500g未満の乳児とその保護者

【持ち物】 ①低体重児出生届

②乳児及び産婦の個人番号が確認できるもの

※乳児の個人番号が手元に届いていない場合は、この限りではありません。

③届出をされる保護者の顔写真つき身分証明書

<1点で可>個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）など

<2点以上必要>健康保険証、年金手帳など

※代理人（委任代理人）が届出する場合は、上記①（保護者記入）、②に加え、代理人の③が必要です。保護者が記入した委任状も必要です。

【届出先】 子育て支援課

※出生届の手続きと同時に住民課でも申請を行うことができます。

未熟児養育医療給付

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

身体の発育が未熟な状態で生まれたお子さんの入院医療に対する給付制度です。世帯の前年の所得に応じて、医療保険の自己負担額を公費負担します。

【対象者】 出生時の体重が2,000g以下、生活力が特に薄弱であるなど、医師が入院による養育の必要を認めた未熟児

【申請方法】 次の書類を子育て支援課に提出してください。

養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調書、

（上記の書類は町ホームページよりダウンロードできます。

また、子育て支援課窓口でもお渡しすることができます。）

世帯の市町村民税額等が確認できる書類（扶養義務者全員分）、

対象となるお子さんの保険証（加入予定の保護者の保険証）の写し



▲町ホームページ

赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問)

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

赤ちゃんが生まれたら、産後4か月までに助産師または保健師が訪問します。養育者の方に「質問票」を記入していただき、赤ちゃんの発育・発達・栄養状態などの確認を行います。また、お母さんの産後の回復などの健康状態、こころの状態、育児についてなど個別の相談に応じます。また、利用できるサービスの紹介をします。

【対象者】 生後4か月頃までのお子さんとお母さん

【訪問までの流れ】 母子健康手帳交付時にご記入いただいた「乳児家庭訪問連絡票」をもとにお母さんに日程調整のご連絡を差し上げます。

赤ちゃん訪問を終えた後、金ケ崎町子育て応援給付金支給申請書に記入して提出いただきます。申請するためには、出産応援給付金と同じ内容に関する同意が必要です。

【対象者】金ケ崎町に住民登録をしている子どもの養育者

【給付額】対象児童1人につき50,000円

※多胎出産の場合は、50,000円 × 生まれた子の数

児童手当

問 子育て支援課 子育て支援係 ☎44-4611

【対象者】金ケ崎町内に住民登録がしてあり、中学校修了前（15歳になって最初の年度末まで）の子どもを養育している方

【手当額】養育している子どもの年齢によって、次の月額が支給となります。子どもの人数は18歳到達後の最初の3月31日までの間にある子どもで数えます。ただし、4月1日生まれの子どもは3月31日に18歳に到達し、その日が18歳到達後の最初の3月31日となります。

区分		月額
3歳児未満		15,000円
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
特例給付（所得制限を越えた養育者）		※一律5,000円

※令和4年6月1日より特例給付に所得上限が設けられ、所得が上限額を越えると特例給付が支給されません。（所得制限額及び所得上限額については町ホームページを参照してください。）

【支給時期】受給できる期間は、原則として請求の手続きをした翌月分からです。手当を受給するには、請求の手続きが必要です（請求がないと受給できません）。支給は年3回（2月・6月・10月）で、その前月分までの4か月分を指定された金融機関に振り込みします。※10日が休日・祝日の場合は直前の平日が支払日になります。

支給日	支給内容
6月10日	2月～ 5月分
10月10日	6月～ 9月分
2月10日	10月～次年1月分

【届出先・持ち物】

届出先	持ち物	
子育て支援課 子育て支援係 ※出生届の手続きと同時に住民課でも申請を行うことができます。	新規請求	<ul style="list-style-type: none"> 受給者の保険証 預金通帳 ※個人番号が確認できる書類
	額改定	なし

※受給者が公務員の場合は、職場にご確認ください。

【申請時期】申請が月をまたぐ場合は、出生した日または転出予定日の翌日から15日以内

子どもの健やかな成長のために

新生児聴覚検査

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

赤ちゃんの聞こえの異常を早期に発見し、適切な療育につなぐことを目的とし、県内医療機関において新生児聴覚検査を行っています。

【対象者】金ヶ崎町に住民登録をしている新生児

【実施場所】生まれた医療機関（おおむね生後3日以内に行います）

【受検方法】新生児聴覚検査受検票（出産までに交付）、母子健康手帳を医療機関に提出してください。

【助成額】上限2,000円

先天性胆道閉鎖症検査

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

先天性の胆道閉鎖症を早期に発見するため、生後4か月くらいまでは、赤ちゃんのうんちの色に注意しましょう。母子健康手帳に添付されている便色調カードと赤ちゃんのうんちの色を見比べて、1～3番の色に近い場合は、すぐに医療機関に相談し、医師の診察を受けてください。

健康診査

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

◇乳児一般健康診査（医療機関で受診）

乳児の健やかな成長と病気の早期発見を目的として、県内医療機関において健康診査を行っています。乳児一般健康診査受診票3枚（1か月児・6～7か月児・9～10か月児）を生後1か月以内に郵送します。時期がきましたら県内各医療機関（小児科・産科等）に提出し、受診してください。

健診名	健診方法
1か月児健康診査	個別健康診査（各医療機関）
6～7か月児健康診査	個別健康診査（各医療機関）
9～10か月児健康診査	個別健康診査（各医療機関）

◇乳幼児健康診査

乳幼児期の健康診査と、育児・栄養相談を行います。

健診名	健診方法
乳児健康診査（生後3～4か月児）	集団健康診査（保健センター）
1歳6か月児健康診査	集団健康診査（保健センター）
3歳6か月児健康診査	集団健康診査（保健センター）

※集団健康診査は、健康診査日の2～3週間前に案内と問診票をご自宅に郵送します。日程は、町ホームページ（年間予定）、広報（月間予定）をご確認ください。

◇ 歯科健康診査

健診名	健診方法
2歳6か月児歯科健康診査	個別健康診査（金ヶ崎町歯科診療所のみ）

※希望者にはフッ化物歯面塗布を行っています。

※2歳6か月に達した月末に案内をご自宅に郵送します。

予防接種

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

赤ちゃんがお母さんからもらった病気に対する抵抗力（免疫）は、自然に失われていきます。そのため、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。子どもは発育と共に外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種に対する正しい理解のもと、なるべく早い時期に受けてください。

金ヶ崎町では、定期予防接種対象者へ、接種時期に合わせてご案内と予診票をご自宅に郵送しています。

◇ 定期予防接種

【実施場所】 金ヶ崎町指定医療機関（個別通知時に一覧表を同封します。）

※指定医療機関以外（県外含む）の医療機関で接種を受ける場合は、事前申請が必要となりますのでお問合せください。

【周知方法】 個別通知

予防接種の種類		対象者	接種回数
ロタウイルス感染症	ロタリックス	生後6週～24週0日	2回
	ロタテック	生後6週～32週0日	3回
B型肝炎		1歳未満	初回2回、追加1回
小児の肺炎球菌感染症		生後2か月～5歳未満	初回3回・追加1回 （接種開始月齢により回数異なる）
五種混合 〔百日咳・ジフテリア 破傷風・ポリオ・ヒブ感染症〕		生後2か月～ 7歳6か月未満	1期（初回）3回 1期（追加）1回
BCG（結核予防）		1歳未満	1回
麻しん風しん混合（1期）		1歳～2歳未満	1回
水痘		1歳～3歳未満	2回
日本脳炎1期		7歳6か月未満	1期（初回）2回 1期（追加）1回
麻しん風しん混合（2期）		小学校就学前の1年間	1回
日本脳炎2期		9歳～13歳未満	1回
二種混合2期 （ジフテリア・破傷風）		11歳～13歳未満	1回
ヒトパピローマウイルス感染症 （子宮頸がん予防ワクチン）		中学1年～ 高校1年相当の女子	3回

◇任意予防接種

以下の任意予防接種について、接種費用の一部を助成しています。

おたふくかぜ

- 【対象者】 金ケ崎町に住民登録をしている満1歳～5歳未満児
- 【接種場所】 各医療機関
- 【助成額】 1人1回3,000円
- 【申請方法】 医療機関で接種し、接種料金の全額を支払った後、子育て支援課窓口で申請手続きを行ってください。
- 【持ち物】 領収書、予防接種済証、母子健康手帳、印鑑、口座番号が確認できるもの（通帳など）
- 【申請期限】 予防接種を受けた日の属する年度の末日まで

小児インフルエンザ

- 【対象者】 金ケ崎町に住民登録をしている生後6か月～中学3年生
- 【接種期間】 毎年度10月～12月
- 【接種場所】 指定医療機関
- 【助成額】 1回1,500円（但し生活保護世帯は全額助成）
- 【助成回数】 生後6か月～小学6年生：2回
中学生：1回
- 【助成方法】 助成通知書の委任欄に保護者が記入押印し、指定医療機関に提出して接種を受けてください。各指定医療機関の接種料金から助成額1,500円を差し引いた額が自己負担となりますので、医療機関窓口で支払います。
ただし、指定医療機関以外で接種した場合は、接種料金の全額を支払った後、子育て支援課窓口で申請手続きを行ってください。

医療費助成（福祉医療制度）について

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

妊産婦、子ども、ひとり親家庭、重度心身障がい者の方々の医療費の助成制度を行っています。

なお、本人又は保護者の所得制限があります。

給付対象は一部負担金（医療保険対象分）です。高額療養費及び高額介護合算療養費の適用分は除きます。

※県外の医療機関にかかった場合、又は受給者証を提示するのを忘れた場合は役場住民課に領収証持参のうえ申請してください。

※助成の対象とならないもの

- 予防接種
- 入院時の食事代
- 文書料
- 差額ベッド代
- 第三者行為によるケガ（交通事故など）
- 学校、幼稚園、保育園での負傷や疾病等で日本スポーツ振興センターの給付制度が適用される診療など他の公な制度から給付される場合のもの

【申請場所】 住民課 ※妊産婦医療費助成の申請は、母子健康手帳交付等の手続きと同時に子育て支援課で行うことができます。

【申請に必要な持ち物】

共通	保険証（対象となる方の氏名が記載されているもの）
	預金通帳（振込口座を確認できるもの）
該当する方 ※上記の持ち物に追加して	受給要件を証明するもの ⇒母子健康手帳、身体障害者手帳、障害基礎年金証書、児童扶養手当証書 マイナンバーの分かるものまたは所得課税証明書 ⇒医療費助成を受ける本人または保護者の中に住所が金ヶ崎町外の方がいる場合 所得課税証明書を提出する場合は令和 6 年 1 月 1 日現在で住民登録をしていた市町村からお取りください。 なお、転入日により必要な年度が異なります。 ※金ヶ崎町に住民登録のある方のマイナンバーの記入及び所得課税証明書の提出は不要です。

妊産婦医療費助成

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

【対象者】 妊娠5か月に達する日の属する月の初日から出産日の翌月末日までの方

対象者	種類	助成金額
本人及び配偶者（保護者）が市町村民税非課税の方	入院/外来	医療費の全額
本人又は配偶者（保護者）に市町村民税が課税されている方	入院	1ヶ月、1医療機関毎に 5,000円を超える額
	外来	1ヶ月、1医療機関毎に 1,500円を超える額

【申請方法】病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示していただくのみとなります。
(申請書は不要です)

子ども医療費助成

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

【対象者】金ケ崎町に住民登録があり、出生～18歳以下（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の方
※ひとり親家庭医療費助成事業など、すでに医療費助成の対象となっている方はそちらが優先となります。

対象者	種類	助成金額
全員	入院/外来	医療費の全額

【申請方法】病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示していただくのみとなります。
(申請書は不要です)

ひとり親家庭医療費助成

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

【対象者】①配偶者のいない方で、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を扶養し、児童扶養手当を受給している方及びその児童
②父母のいない児童
※所得により対象とならない場合があります。

対象者	種類	助成金額
・児童 ・児童を扶養している方で本人及び保護者が市町村民税非課税の方	入院/外来	医療費の全額
児童を扶養している方で、本人又は保護者に市町村民税が課税されている方	入院	1ヶ月、1医療機関毎に5,000円を超える額
	外来	1ヶ月、1医療機関毎に1,500円を超える額

【給付・申請方法】

対象者	給付方法		申請方法
18歳以下の方※	現物給付	医療機関窓口で自己負担の支払いはありません。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示していただくのみとなります。(申請書は不要です)
18歳を超えた方※	償還払い	医療機関窓口でいったん医療費を支払い、後日、払い戻しを受けます。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示の上、給付申請書を提出してください。

※18歳以下の方とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの方となります。

※18歳を超えた方とは、18歳に達する日以後最初の3月31日を過ぎた方となります。

【対象者】 身体障害者手帳の1級又は2級、障害基礎年金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳A、特別障害給付金1級のいずれかに該当している方
 ※所得により対象とならない場合があります。

対象者	種類	助成金額
<ul style="list-style-type: none"> 18歳以下の方※ 本人及び保護者が市町村民税非課税の方 	入院／外来	医療費の全額
本人又は保護者に市町村民税が課税されている方	入院	1ヶ月、1医療機関毎に 5,000円を超える額
	外来	1ヶ月、1医療機関毎に 1,500円を超える額

※18歳以下の方とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの方となります。

【給付・申請方法】

対象者	給付方法		申請方法
18歳以下の方※	現物給付	医療機関窓口で自己負担の支払いはありません。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示していただくのみとなります。(申請書は不要です)
18歳を超えた方※	償還払い	医療機関窓口でいったん医療費を支払い、後日、払い戻しを受けます。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示の上、給付申請書を提出してください。

※18歳以下の方とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの方となります。

※18歳を超えた方とは、18歳に達する日以後最初の3月31日を過ぎた方となります。

子育てに関すること

離乳食教室

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611
金ヶ崎町子育て支援センター ☎44-3365

赤ちゃんが5～6か月を迎える頃になると、離乳食のスタートです。年4回開催する離乳食教室では、季節の食材を活かした簡単に作れる離乳食づくり（授乳開始～完了期まで）を体験します。

- 【対象者】金ヶ崎町内に住民登録をしているおおむね2歳児までの保護者等
- 【内容】講話、実習、試食、ふれあい遊び体験他
- 【参加費】大人1人あたり150円（材料代として）
- 【持ち物】母子健康手帳、筆記用具、エプロン、三角巾、おんぶひも など
- 【申込み】開催日の1週間前まで

子育て相談

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

子育てについてお困りのこと、心配なこと（お子さんの発育・発達について、病気のこと、しつけの仕方、育てにくさを感じるなど）随時相談を受けつけています。一人で抱えこまずに相談してください。

- 【相談日】月曜日～金曜日（祝日を除く）
- 【時間】午前8時30分～午後5時00分
- 【場所】子育て支援課
- 【相談方法】電話または来所（家庭訪問も可）

おやこ交流 DAY

保健センターを開放し、遊びや交流の場を提供しています。成長・発達に関する相談もできます。

★詳しくは46ページをご覧ください。

子育て相談（そだち・ことばの相談）

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

お子さんのそだち、ことばに関する相談に、岩手県立療育センターの職員が対応します。
※事前に予約が必要です。

- 【相談日】年4回（日程は金ヶ崎町保健スケジュールをご確認ください。）
- 【時間】午前10時～午後3時
- 【場所】子育て支援課
- 【申込締切】実施日4週間前まで

療育教室（チューリップひろば）

問

子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

お子さんのよりよい成長・発達を促すこと、お父さんやお母さんが一人で悩んだり焦ったりせず、子どもの姿をしっかり見つめて、よりよい関わりができるようにするための教室です。
ことばがあまり出ていない、物事に集中できない、お友達とうまく遊べないなどお子さんの発達などでお悩みのことがありましたら、一度ご相談ください。

子どもの虐待、子育て、福祉に関する内容について電話または面接で受け付けます。

◇子育て支援課 子育て支援係

午前8時30分～午後5時15分（平日） ☎44-4611

緊急時連絡先（土日、祝日、夜間） ☎090-2601-9926

◇一関児童相談所 ☎0191-21-0560

◇児童相談所虐待対応ダイヤル
児童虐待かな…と思ったら

いち はやく ☎189 ※最寄りの児童相談所に
つながります。
通話料は無料です。



▲オレンジリボン
（子ども虐待防止の
シンボルマーク）

児童虐待とは・・・

保護者や、保護者に代わる養育者などが、子どもの心身を傷つけ、すこやかな成長・発達を損なう行為をいいます。

虐待は4つのタイプに大きく分けられます。

<p>【身体的虐待】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶるなどの暴力 ・ やけどを負わせる ・ 戸外に閉め出す など 	<p>【ネグレクト（養育の拒否・怠慢）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な衣食住の世話をしない ・ 同居人の虐待の放置 ・ 病気や怪我をしても病院に連れて行かない など
<p>【心理的虐待】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声や言葉による脅し、無視、拒否 ・ 子どもの前で家族に対して暴力をふるう（DV） ・ 兄弟間での差別扱い など 	<p>【性的虐待】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもへの性的行為、性的行為を見せる ・ 性的関係を要求する ・ ポルノグラフィの被写体にする など

「親子のための相談 LINE」

子育てに対する不安や、親子関係についての悩みなど、子ども（18歳未満）とその保護者の方などからの相談を受け付けています。

相談料は無料で、匿名（LINE 上のアイコンとニックネーム）での相談も可能です。

ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

【対象者】 岩手県内にお住まいの子ども・保護者の方など

【受付時間】 平日（祝日を除く）8時30分から17時15分

【利用方法】 ①右記二次元コードの読み取り、又はLINE アカウントにて

「親子のための相談 LINE」と検索し、友達登録します。

※厚生労働省が設置した全国共通アカウントです。

②「親子のための相談 LINE」の説明を確認して、LINE トーク

画面上の「チャット相談する」ボタンをタッチします。

③お住まいの都道府県及び市町村を選択します。

④表示された URL をタッチし、相談画面を開きます。

⑤必要情報を入力したうえで、相談を開始できます。



▲詳細、お問い合わせ専用
フォームはこちら
（県ホームページ）

保育施設等を利用せずに、生後8週間～満3歳未満の子どもを家庭で子育てしている保護者に対して在宅子育て応援金を支給します。

【対象児童】 町内に住所を有し、保育施設等を利用していない、出生の翌日から起算して生後8週間～満3歳未満の児童

【対象者】 対象児童を同一住所で養育する保護者
 ※生活保護受給者や暴力団関係者などは対象外となります。
 ※対象乳幼児と同居する保護者が複数いる場合は、児童手当の受給者を支給対象者として優先します。

【支給額】 乳幼児1人あたり月額10,000円

【支給期間】 申請日または生後8週間を超えた日の、いずれか遅い方の翌月から、満3歳になる月まで

※各月1日生まれのお子さんは3歳の誕生日の前月分までとなります。

※期間中に町外に転出、保育施設等の利用決定を受けた場合は、その日をもって支給対象外となります。

【支給時期】 年2回

支給月	支給内容
10月	4月～9月分
翌年4月	10月～翌年3月分

【申請方法】 申請が必要です。申請書を記入のうえ、子育て支援課に持参するか、郵送で提出してください。

申請書は、①子育て支援課窓口で配布、②乳児一般健康診査受診票及び予防接種の案内通知と共に送付、③町ホームページに掲載しています。

※毎年度申請が必要です。

【持ち物】 公務員など町から児童手当を受給していない方のみ、金融機関の口座を確認できるものが必要です。

【申請時期】 ①生後8週間を超えた日の月末まで

②転入された時、保育施設等を退所された時

③前年度に引き続き給付の対象となる方…毎年5月末日まで



▲町ホームページ

※制度変更に伴う経過措置として、令和5年度に支給対象であり、令和6年4月2日～9月1日に満3歳となる児童については、これまで同様に3歳の年度末まで月額5,000円が支給されます。

外出中の乳幼児を連れた保護者がおむつ替えや授乳などができる市町村に認められた施設を「赤ちゃんの駅」といいます。

全国的に設置が進められている取組みで、金ケ崎町においても乳幼児を抱える家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため「かねがさき赤ちゃんの駅」を設置しております。ぜひ、お気軽にご利用ください。

- 登録施設は町ホームページに掲載しています。
- イベント等で利用できる移動式赤ちゃんの駅を貸し出しています。ご利用希望の際はお問い合わせ下さい。



◀登録施設にはこのマークが入ったステッカーやのぼりが掲示してあります。

「赤ちゃんの駅」一覧



◀町ホームページ

チャイルドシート兼 ジュニアシートの貸出

問

社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会

☎44-6060

社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会では、チャイルドシート、ジュニアシートの貸出を行っております。

貸出には申請が必要となります。

貸出申請を希望される方は、申請前に問合せを行ってください。

【料 金】

貸し出し期間	料金
1か月以内	1,000円
1～3か月以内	1,500円
3～6か月以内	2,000円

【貸出期間】 最長6か月まで

【対象年齢】 0歳児から利用可能

【相談・手続き】 貸出の相談および申請の手続きは金ケ崎町社会福祉協議会で行ってください。

【持ち物】 印鑑

妊婦の方や、0歳～5歳児までの子育て親子の遊びの場です。四季の遊びにあわせ地域の方と交流し、恵まれた自然環境の中で親子での遊びをたっぷり体験できます。各種イベントのほか、育児について気軽に相談できます。利用は無料です。

【場 所】 金ケ崎町西根高谷野原1072（西小学校隣 旧西幼稚園）

【開所時間】 午前10時～午後4時（休所日は日曜、祝祭日、年末年始）

【行 事】 いずれも午前10時30分～午前11時30分頃までの開催です。開催日時及びお知らせについては、金ケ崎町子育て支援センターのホームページで確認できます。

◇年間行事

夏祭り・運動会ごっこ・クリスマス会・
節分行事・ひな祭り会

◇月間行事

あそびのひろば

- ・ぴよぴよ ⇒おもに0歳児対象
- ・とことこ ⇒おもに1歳児対象
- ・ぴよんぴよん ⇒おもに2・3歳児対象

パパディ：パパも一緒に楽しく遊びましょう。

プレママディ：あそびのひろば「ぴよぴよ」とあわせての開催になります。



◇保育士による子育て相談日

【相談日】 毎週 金・土曜日
(祝日、年始年末を除く)



町内では次の子育てサークルが活動しています。お子さんと一緒に遊びながら、子育ての情報や悩みの交換、仲間づくりの場として気軽に参加することができます。

【町内の子育てサークル】

活動地区	サークル名	活動日程	主な活動場所	電話番号
三ヶ尻地区	こっこクラブ	不定期	三ヶ尻地区 生涯教育センター	42-4376 (三ヶ尻地区生涯教育センター)
南方地区	はあと♡ママ	月1回程度	中央 生涯教育センター	44-3365 (子育て支援センター)
永岡地区	ながママ	月1回程度	永岡地区 生涯教育センター	44-6068 (永岡地区生涯教育センター)
全地区	四つ葉の クローバーの会	不定期	各地区 生涯教育センター	44-3365 (子育て支援センター)

保育所等・幼稚園等・小学校・放課後児童クラブ等

保育所等

問

教育委員会事務局 ☎42-2111

保護者が仕事や病気などで、日中家庭で保育ができない家庭の児童が入所できます。

保育所を利用する時は、保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

- ・日中、家庭の外で仕事をしている方
- ・日中、家庭の中で児童と離れて家事以外の仕事をしている方
- ・妊娠中または出産後間もない方（おおむね産前産後3か月程度の利用となります）
- ・病気やけがなどをした時、また精神や身体に障害のある方
- ・長期にわたり病気または、精神や身体に障害のある同居の親族を常時介護している方
- ・震災、火災その他災害の復旧にあたっている方

【町内の認可保育所】

施設名	受入年齢	所在地	定員	電話番号
金ヶ崎保育園	生後2か月～ 就学前	西根下餅田14-1	130名	42-2808
たんぽぽ保育園	生後2か月～ 就学前	西根辻岡30	120名	41-0288

【町内の認定こども園】

施設名	受入年齢	所在地	定員	電話番号
町立 認定こども園 南方幼稚園	3歳児～ 就学前	西根杉ノ崎26	保育70名	44-3119
			(教育70名)	
認定こども園 たいよう保育園	生後2か月～ 就学前	西根寺下101	保育106名	42-5005
	満3歳児～ 就学前		(教育4名)	

【町内の小規模保育園】

施設名	受入年齢	所在地	定員	電話番号
かがやき保育園	生後2か月 ～2歳児	西根南町8	15名	42-2555
あおぞら保育園	生後2か月 ～2歳児	西根南町9-1	12名	47-4842
よつば保育園	生後6か月 ～2歳児	三ヶ尻水口沢53-1	12名	48-9083

- 【保育料】 ▶ 0～2歳児の入所児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者の町民税の課税状況により定められた額を負担していただきます。
▶ 扶養対象の子どもがいる世帯のうち、2人目以降の保育料は無料です。
▶ 3歳児以上の児童に係る保育料は0円です。

【延長保育事業】 金ヶ崎保育園、たんぽぽ保育園、認定こども園たいよう保育園、かがやき保育園、あおぞら保育園では、午後7時まで延長保育を実施しています。延長保育の申込み、費用については各保育所等にお問合せください。

【相談・手続き】 入所の相談および申込み手続きは教育委員会事務局で行ってください。なお、認定こども園を教育利用で希望される場合は直接園へ申込をする必要がありますのでご注意ください。

- 【受 付】 ・「第一次受付」、「第二次受付」及び「随時受付」の3つに分かれます。
 ※第一次受付期間（4月・5月入所希望の方）は毎年11月頃、第二次受付期間（第一次申込に提出できなかった方で、4月・5月入所希望の方）は毎年12月頃、上記期間以外の申込については、随時受付をしています。
- ・いずれの時期の申込についても、全体の申込状況や保育所での受け入れ可能人数、「保育の必要性の高さ」により、選考を行います。利用をお待ちいただく場合もありますので、ご了承ください。
 詳細については、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ「保育所」▶

保育所（企業主導型）

問

トヨタ自動車東日本(株)人事部 厚生G
 ☎022-765-6194

企業主導型ゆうゆう保育園いわてについては、上記にお問い合わせください。

幼稚園等

問

教育委員会事務局 ☎42-2111

【町内の幼稚園】

施設名	受入年齢	所在地	定員	電話番号
町立 六原幼稚園	3歳児～ 就学前	六原赤石72	80名	43-2210
町立 三ヶ尻幼稚園	3歳児～ 就学前	三ヶ尻谷地中36-1	60名	42-4111

【町内の認定こども園】

施設名	受入年齢	所在地	定員	電話番号
町立 認定こども園 南方幼稚園	3歳児～ 就学前	西根杉ノ崎26	教育70名 (保育70名)	44-3119
認定こども園 たいよう保育園	満3歳児～ 就学前 生後2か月 ～就学前	西根寺下101	教育4名 (保育106名)	42-5005

【保 育 料】 町立幼稚園の保育料は0円です。

【預り保育事業】 教育時間終了後、午後6時まで預り保育を実施しています。

保育料：日額450円

- ①保育の必要性があると認定された場合、預り保育料は日額450円を上限に無償化の対象となります。
- ②世帯における18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもから数えて第3子以降の場合は預り保育料が0円になります。

【相談・手続き】 入園を希望される方は、各幼稚園に入園願書がありますので、手続きを行ってください。

毎年11月に入園願いを各園にて受け付けておりますが、途中入園も随時受け付けております。詳しくは各幼稚園等へお問い合わせください。なお、

入園・通園に関すること保育料納入に関することは教育委員会事務局へお問い合わせください。

町ホームページ「幼稚園」▶



小学校

問

教育委員会事務局 ☎42-2111

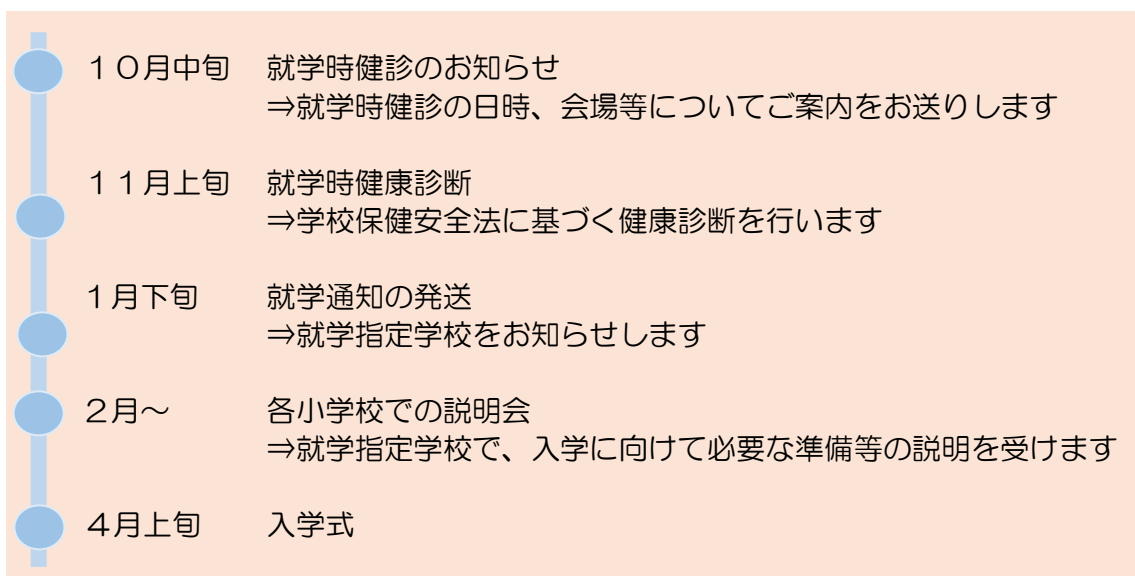
金ケ崎町内には5か所の町立小学校があります。

【町内の小学校】

施設名	所在地	電話番号
金ケ崎小学校	西根大谷120	44-6055
第一小学校	西根二ツ堤45-24	43-2322
永岡小学校	永沢堀切後下5	44-3241
三ヶ尻小学校	三ヶ尻十三本塚16-2	42-2226
西小学校	西根高谷野原23	44-2704

【入学までの流れ】

次年度に就学予定のお子さんの場合、次のような日程で入学準備を進めます。



【就学指定学校】

金ケ崎町内に住所を有する児童生徒が就学する小中学校は、行政区または住所に基づいて金ケ崎町教育委員会が指定します。

※入学前に町内での転居、町外への転居等を予定されている場合は、教育委員会事務局にご相談ください。

【小学校就学にむけての教育相談】

小学校就学にあたり、お子さんのことで心配がある場合には、できるだけお早めに、在籍する幼稚園・保育園や教育委員会事務局にご相談ください。お子さんの状況や保護者のご意向をお聞きしながら、入学に向けた準備等の助言を行います。

- (例えば)
- うちの子は集団生活が苦手だけど、みんなと行動できるかな・・・
 - うちの子は理解に時間がかかるけど、授業についていけるかな・・・
 - うちの子は障がいがあるけど、学校で困らないかな・・・

【経済的支援】

◇就学援助制度

経済的な理由によって小・中学校にお子さんを通わせることが困難と認められた保護者の方に、学用品費など就学上必要な経費の一部を援助します。

◇特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍するお子さんをお持ちの保護者の方に、世帯の所得に応じて学用品など就学上必要な経費の一部を援助します。

※①②とも入学先の学校経由で教育委員会に申請いただきます。

◇学校給食費無償化

小・中学校に在学する児童生徒の学校給食費は、無償です。

放課後児童クラブ(学童保育所)

問

社会福祉法人金ヶ崎町社会福祉協議会

☎44-6060

放課後に帰宅しても保護者がいない児童が、健全な育成を図ることを目的として放課後に遊びや生活をする場です。入所申込は各学童保育所となります。

【町内の学童保育所】

- ・金ヶ崎学童保育所は4クラスで運営しております。
- ・北部学童保育所、永岡学童保育所は2か所で運営しております。

クラブ名	所在地	対象学区	電話番号(申込み先)
金ヶ崎学童保育所	西根南羽沢53-1 金ヶ崎小学校隣	金ヶ崎小学校	44-6080
三ヶ尻学童保育所	三ヶ尻十三本塚16-2 三ヶ尻小学校敷地内	三ヶ尻小学校	42-4641
北部学童保育所	西根二ツ堤37-2 上平沢公民館内及び隣	第一小学校	43-2133
西学童保育所	西根高谷野原1072 子育て支援センター内	西小学校	47-5551
永岡学童保育所	永沢堀切後18-4 永岡地区生涯教育センター内	永岡小学校	41-0075

【開所時間】

保育日	時間
月曜日～金曜日	午後2時～午後6時
土曜日	午前7時30分～午後6時 (金ヶ崎学童保育所での一斉保育)
長期休業日など	午前7時30分～午後6時
延長保育 (有料・希望者のみ)	午後6時～午後7時(土曜日除く)

【保育料（月額）】

	1・2年生	3・4年生	5・6年生
児童1人につき	6,800円	5,800円	4,600円
延長保育 （午後6時～7時）	上記保育料に2,500円加算		

※一時延長保育…5回までは1回200円（6回以上は月額（2,500円）となります）。

※保育料が減免措置の対象となる世帯があります。（①生活保護世帯 ②ひとり親世帯 ③2人以上の児童が利用する世帯）減免内容、減免申請に関しましては、金ヶ崎町社会福祉協議会にお問合せください。

放課後子ども教室（キッズくらぶ）

問

中央生涯教育センター ☎44-3123

子ども達の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことを目的に、小学生を対象に安全・安心な活動場所を設けています。

小学校名	主な活動場所
金ヶ崎小学校	中央生涯教育センター
第一小学校	同校の体育館・多目的室
永岡小学校	同校の体育館・多目的室
三ヶ尻小学校	同校の体育館・図工室
西小学校	同校の体育館・理科室

【開催日時】

◇中央生涯教育センター（金ヶ崎小学校の児童対象）

【開催日】 毎月第1～3木曜日（年間計画による）

【時間】 午後3時～午後4時30分

◇各小学校（金ヶ崎小学校以外の児童対象）

【開催日】 各小学校年間8回（年間計画による）

【時間】 午後3時～午後4時

開催曜日や開催時間は変更となる場合があります。

詳細については、学校を通じて、チラシにて周知しています。

◇イベント（全児童対象）

自然・社会体験教室、季節行事の開催については、その都度、チラシを配布し周知しています。

【参加費】 無料（ただし、材料費が必要な場合は実費負担）

子ども食堂

子どもたちを中心とした、地域住民の交流拠点、居場所作りを目指して、2団体が「子ども食堂」事業を行っています。

事業の内容は、食事を無料または低料金で提供するとともに、学習支援、遊び、様々な体験活動を通じて生活習慣を身につけ、安心して過ごせる子どもの居場所づくりを実施します。

詳しい事業の内容は、次のとおりですので、お気軽にご利用ください。

◇ はっぴいぶれいすかねがさき（社会福祉法人 金ケ崎町社会福祉協議会）

子ども食堂について、毎月1回開催し、食事を提供します。

- 【日 程】 毎月1回 ※詳細が決まり次第Instagramに掲載しています。
- 【場 所】 金ケ崎町福祉センター 金ケ崎町西根南羽沢43
- 【対 象】 町内在住の幼児から高校生までの子どもと保護者
- 【料 金】 子ども：無料 大人：有料
- 【申込方法】 電話またはInstagramから申し込みをしてください。
（電話受付時間は8:30～17:15 平日のみ受付可）



◀Instagram
(はっぴいぶれいすかねがさき)

問 社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会 ☎44-6060

◇ わらすば 金ケ崎スクール50円食堂（NPO 法人わらすば）

子ども食堂について、次の日程で開催します。子どもたちへ食事を提供するほか、学習サポートや居場所作りなどの事業を行います。

- 【日 程】 第2・4水曜日（月2回）午後4時30分から ※お弁当を配布します。
- 【場 所】 NPO法人わらすば金ケ崎スクール 金ケ崎町西根表小路3番地
- 【対 象】 幼児から高校生までの子ども、大人（シルバー世代含む）
- 【料 金】 子ども（中学生まで）：50円 子ども（高校生）・大人：200円
- 【申込方法】 開催日の前日までに、電話で予約してください。
- 【予 約 先】 ☎090-1372-5800



◀Instagram
(NPO 法人「わらすば」)

わらすば理事長 大内 玲子
☎090-6456-7125
Mail: rei.ouchi@gmail.com

問

こまった時の預かり

一時預かり

問

下記の施設に直接お問い合わせください。

保護者の都合で、緊急または一時的に乳幼児の保育が必要な場合に、どなたでも利用することができます。対象年齢は生後5か月からの利用となります。

【市内の一時保育実施施設】

名称	保育時間	費用	問合せ先
たんぼぼ保育園	月～金曜日 午前8時～午後5時まで	3歳未満児 ⇒3,000円/日 (半日の場合は半額) 3歳以上児 ⇒2,000円/日 (半日の場合は半額)	41-0288
よつば保育園	月～金曜日 午前8時30分～ 午後4時30分まで	3歳未満児 ⇒3,000円/日 (半日の場合は半額)	48-9083
ゆうゆう保育園いわて	月～金曜日、祝日(土、日以外) 午前7時～午後8時まで ※開園カレンダーに基づきます	一律3,000円/日	47-6355

子育て短期支援事業 (0歳児～18歳未満対象)

問

子育て支援課 子育て支援係 ☎44-4611

保護者の病気、出産、恒常的な残業などにより一時的に家庭での養育が困難になった児童を児童養護施設などで一定の期間、養育、保護します。

利用の申込み手続きは、子育て支援課で行ってください。

【対象者】 市内にお住まいの18歳未満の児童

【実施施設】 以下の施設から選択してください。

名称	住所	連絡先
日赤岩手乳児院	盛岡市三本柳6-1-10	019-614-0821
児童養護施設 一関藤の園	一関市山目字館2-5	0191-23-1544

【利用料】 利用児童の世帯の町民税課税状況などにより定められた額を負担していただきます。年齢、利用内容によって、利用料が変わります。

【事業内容】

◇ショートステイ

保護者の都合により、一時的に家庭で養育できない児童を養護施設などで短期間(7日間以内)預かります。

対象理由：保護者の病気、育児疲れ、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、公的行事への参加、経済的問題による緊急一時的母子保護

◇トワイライトステイ

保護者の仕事（恒常的な残業）などの理由で帰りがいつも夜間になるような場合、養護施設などで児童の夕食の世話などを行います。期間は1か月以内です。

金ケ崎町ファミリー・サポート・センター

金ケ崎町社会福祉協議会

問

☎44-6060

子育てを手伝ってほしい人（おねがい会員）と子育てを手伝ってくれる人（まかせて会員）とをつなげる会員制の子育てネットワークです。

仕事の都合や家事の事情などにより一時的に育児のお願いが必要な際、会員相互でサポート活動を行います。

- ◇おねがい会員 金ケ崎町にお住まいの方、または金ケ崎町に勤務している方で、おおむね1歳～小学6年生までのお子さんをお持ちの方
- ◇まかせて会員 金ケ崎町にお住まいの子育て経験のある方で、心身共に健康で、自宅で子どもを預かることができる方
- ◇どっちも会員 おねがい会員とまかせて会員を兼ねる方

【サポート内容】 保育施設などへの送迎と預かり、保護者などの病気やケガなどの場合の預かり、冠婚葬祭やPTA行事の時の預かり、気分転換や慣らし保育での預かりなど

※子どもを預かる場合は、原則としてまかせて会員の自宅で行います。ただし、依頼内容によってはおねがい会員の自宅やその他の場所での預かりを行うこともあります。

※援助活動は原則として午前7時～午後7時までの間です。子どもの宿泊や家事援助の依頼はできません。

【利用料金】

曜日	時間	利用料金	
月曜日～金曜日	午前7時～午後7時まで	1時間あたり	500円
土曜日・日曜日・ 祝日・年末年始	午前7時～午後7時まで	1時間あたり	600円
時間外利用	上記以外の時間 1時間あたりに加算		100円

※おやつ代、食事代、交通費は実費になります。

※兄弟、姉妹一緒の場合2人目以降は半額になります。

訪問保育を基本にしています。ご自宅あるいは指定された場所にて託児をします。

対象年齢	料 金	利用方法
0歳児～	ベビーシッター1名につき 1時間 1,000円 (交通費を含む)	<ul style="list-style-type: none"> • 利用する1週間前までに電話予約が必要 • 利用日には、約束時間の15分前に事前打ち合わせあり。 (要望等ある際はこの時にお伝えください。)

※こども1人につきベビーシッター1人を基本としています。団体や兄弟で利用したい時は要予約となります。

※料金は、当日、託児終了後にお支払いいただきます。

【予約時にお伝えいただくこと】

- ご利用日時
- お子様の年齢と性別
- 利用理由 ※病中の託児はできません。

【用意しておいてほしいもの】

- 着替え
- オムツ、おしりふき
- 汚れを入れる袋(2枚程)
- ミルク、おやつ、水分など
※時間帯により食事を用意していただくこともあります。

ひとり親家庭のために

児童扶養手当

問 子育て支援課 子育て支援係 ☎44-4611

- 【対象者】**・離婚、未婚、死亡その他何らかの事情で父又は母がいない18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（一定の障がいがある場合は20歳まで）
・父又は母が重度の心身障がい者で児童を養育している方
※支給要件や所得制限があります。

【手当額】

	月額
児童1人目	全部支給：44,140円 一部支給：10,410円～44,130円
児童2人目	全部支給：10,420円加算 一部支給：5,210円～10,410円加算
児童3人目以降	全部支給：6,250円加算 一部支給：3,130円～6,240円加算

【受給方法】子育て支援課で申請が必要です。申請後、県で審査し知事の認定で支給されます。申請した月の翌月分から手当が支給されます。支払い時期は1月、3月、5月、7月、9月、11月に前月までの2か月分を支給します。

ひとり親家庭医療費助成

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

ひとり親の方の医療費を助成しています。
★詳しくは20ページをご覧ください。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

問 子育て支援課 子育て支援係 ☎44-4611

母子父子寡婦家庭に対し、就学、就業、生活、技能取得、結婚などの資金を貸し付けています。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

問 子育て支援課 子育て支援係 ☎44-4611

家事など、生活援助を必要とする母子父子家庭等に対し、ヘルパー（家庭生活支援員）を派遣します。

病気や障がいのあるお子さんのために

各種手帳

問 保健福祉センター 福祉係 ☎44-4560

手帳を取得することによって、各種の支援を受けやすくするための制度です。障害者総合支援法におけるサービスのほか、市町村民税や所得税における障害者控除を受けることができます。

また、障がいの程度により、電車やバスなどの交通機関を割引で利用することができます。

◇身体障害者手帳

身体に障がいがあると認められると、県から手帳が交付されます。

◇療育手帳

児童相談所において知的障がいや発達の違いがあると判定されると、県から手帳が交付されます。

◇精神障害者保健福祉手帳

精神疾患により、日常生活や、社会生活が長期にわたり制約される場合、県から手帳が交付されます。

特別児童扶養手当

問 保健福祉センター 福祉係 ☎44-4560

20歳未満で、精神または身体に障がいを有するお子さんを育てている家庭に支給されるものです。

※所得制限があります。

障害児福祉手当

問 保健福祉センター 福祉係 ☎44-4560

在宅の20歳未満の方で、精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において特別な介護を要する方に支給されるものです。

※所得制限があります。

障がいの程度や種類によって、放課後等デイサービスや児童発達支援、保育所訪問など、必要なサービスを選び、事業所と契約し利用するものです。

また、補装具の交付や修理、借受、日常生活用具の給付を受けられます。
希望される方は下記相談支援事業所又は保健福祉センターへご相談下さい。

※1 事前の申請が必要になります。

※2 世帯等の収入状況によって一定金額で利用することが可能です。

◇障がい児相談支援【子ども】

様々な相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援を行う等必要な援助を行います。

事業所	住 所	電話番号
金ヶ崎町障がい者基幹相談支援センター (金ヶ崎町社会福祉協議会)	西根南羽沢43番地	44-6060
相談支援事業所サポートにじ	六原町の内表道下31番地2	43-2787

◇放課後等デイサービス

小学生以上(18歳未満)で障がいなどのあるお子さんをお預かりし、遊び・音楽・運動などの経験を集団あるいは個別で行い、お子さんの発達支援や自立支援、社会参加などを目指し、サービスの提供を行います。

◇児童発達支援

未就学児で障がいなどのあるお子さんをお預かりし、日常生活における基本的動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。

◇保育所訪問

保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がいのあるお子さんに、他のお子さんとの集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行います。

○利用料について

利用者が支払う毎月のサービス利用料の負担上限月額、その人の属する世帯の課税状況により算定され、次のとおりとなります。

【課税状況別の月ごとの負担上限】

世帯の課税状況	自己負担の上限月額
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯 障がい児：所得割28万円未満	《通所施設利用者》4,600円 《入所施設利用者》9,300円
上記以外	37,200円

【課税状況を判断する世帯の範囲】

利用者は「18歳未満」:「保護者の属する世帯全員」の課税状況を見ます。

※施設に入所する18～19歳の利用者は「18歳未満」として扱います。

※満3歳になって初めての4月1日から3年間(就学前まで)は利用料無償の対象です。

※利用料以外の諸経費については、別途自己負担となります。

自立支援医療

問

保健福祉センター 福祉係 ☎44-4560

◇育成医療

身体の機能に障がいを残す疾患を有する18歳未満の方の医療費を国と県が助成します。一部自己負担があります。

※事前に受給者証の交付を受けておく必要があります。

◇精神医療

精神疾患で継続的に通院治療が必要な場合に医療費について助成をするものです。原則、自己負担は1割です。対象となる疾病は統合失調症、てんかんなど、医師が認める疾病となります。

※事前に受給者証の交付を受けておく必要があります。

◇更生医療

身体に障がいのある方の日常生活能力を向上・回復するために、手術や治療を受ける際の医療費について給付するものです。原則、自己負担は1割です。

※事前に受給者証の交付を受けておく必要があります。

重度心身障がい者医療費助成

問

住民課 国保年金係 ☎42-2111

重度心身障がい者の方の医療費を助成しています。

★詳しくは21ページをご覧ください。

町内の小児科

◇村井小児科クリニック

問 ☎41-1881

【診療時間】 午前9時～12時（月、火、水、木、金、土）
午後3時～5時30分（月、火、水、金）
※日曜、祝日は休診

【診療科目】 小児科

【場 所】 金ヶ崎町西根下谷地93-1

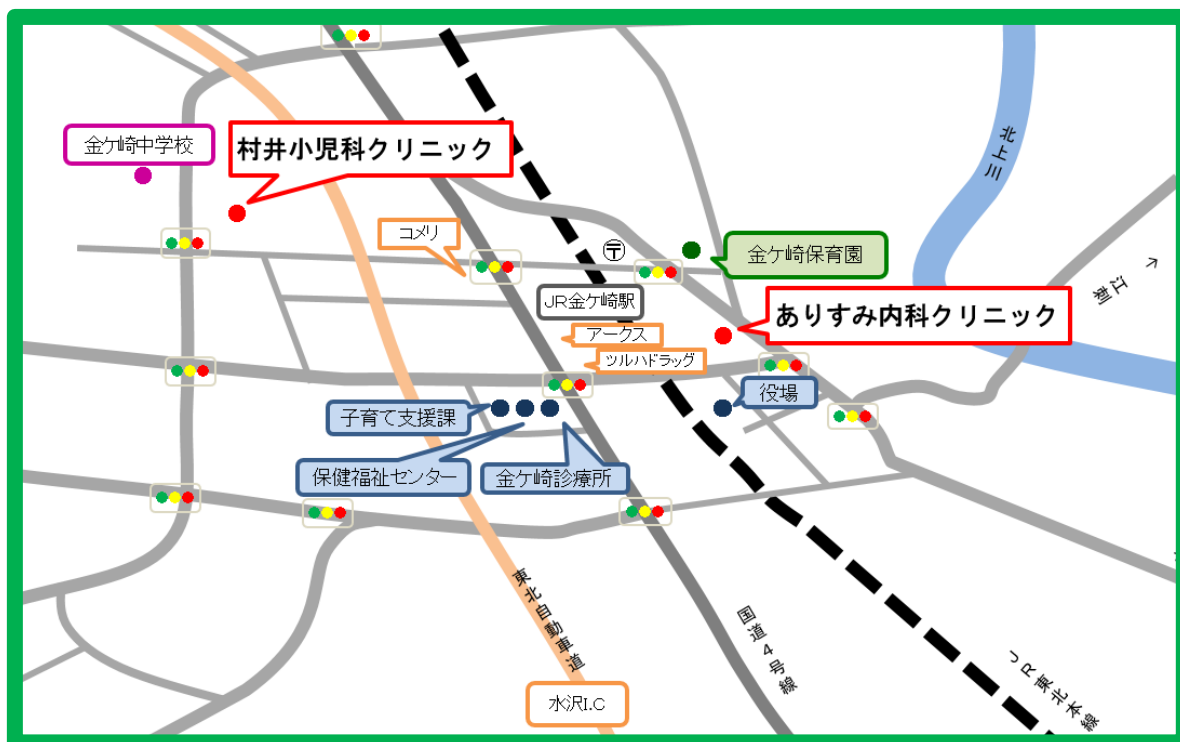
◇ありすみ内科クリニック

問 ☎42-2444

【診療時間】 午前8時30分～12時（月、火、水、木、金、土）
午後2時～5時30分（月、火、木、金）
※日曜、祝日は休診

【診療科目】 内科、消化器科、小児科、呼吸器科、循環器科

【場 所】 金ヶ崎町西根町裏66



災害に備えて

災害はいつ起こるかわかりません。いざというときに備えて日頃から準備しておきましょう。

◇防災用品について

家族構成によって必要な防災用品は異なります。下記の防災用品を参考に各家庭で話し合い、準備をしましょう

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 貴重品（現金、保険証、預金通帳、印鑑、運転免許証等） | <input type="checkbox"/> 診察券、お薬手帳、常備薬 |
| <input type="checkbox"/> 家や車の鍵 | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ |
| <input type="checkbox"/> 携帯電話（スマートフォン）、携帯充電器 | <input type="checkbox"/> 電池 |
| <input type="checkbox"/> 筆記用具 | <input type="checkbox"/> 食料（レトルト食品、栄養補助食品、缶詰等） |
| <input type="checkbox"/> 飲料水（最低3日分…1人1日3ℓ）、給水袋 | <input type="checkbox"/> 簡易食器類、ラップ |
| <input type="checkbox"/> 万能ナイフ | <input type="checkbox"/> 口腔ケア（歯ブラシ、液体ハミガキ） |
| <input type="checkbox"/> 紙石鹸 | <input type="checkbox"/> 救急セット |
| <input type="checkbox"/> タオル | <input type="checkbox"/> マスク |
| <input type="checkbox"/> 消毒液 | <input type="checkbox"/> 体温計 |
| <input type="checkbox"/> トイレトペーパー | <input type="checkbox"/> 携帯トイレ（消臭効果のある凝固剤入りの方が便利） |
| <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー | <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ |
| <input type="checkbox"/> ビニール袋 | <input type="checkbox"/> 着替え、下着、防寒着、靴 |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> ヘルメット |
| <input type="checkbox"/> 防災頭巾 | <input type="checkbox"/> 軍手 |
| <input type="checkbox"/> スリッパ | <input type="checkbox"/> 笛やブザー（ホイッスル） |
| <input type="checkbox"/> マッチ・ライター | <input type="checkbox"/> アルミブランケット、毛布 |
| <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ | <input type="checkbox"/> 雨具 |

（上記に加えて）家族構成別防災用品

<妊婦がいる家庭>

- 母子健康手帳 生理用品

<赤ちゃんがいる家庭>

- | | |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ミルク用の飲料水、粉ミルク（3日分） | <input type="checkbox"/> 哺乳瓶、哺乳瓶の消毒剤 |
| <input type="checkbox"/> おむつ（3日以上分…現在使用しているサイズと1サイズ大きめのパンツ型があると安心です） | <input type="checkbox"/> 肌着、服 |
| <input type="checkbox"/> お尻拭き | <input type="checkbox"/> 授乳ケープ |
| <input type="checkbox"/> タオルやガーゼのハンカチ | |

<小さいお子さんがいる家庭>

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ミルク用の飲料水、粉ミルク（3日分） | <input type="checkbox"/> 哺乳瓶、哺乳瓶の消毒剤 |
| <input type="checkbox"/> 離乳食、離乳食用のスプーン | <input type="checkbox"/> おやつ |
| <input type="checkbox"/> おむつ | <input type="checkbox"/> お尻拭き |
| <input type="checkbox"/> 肌着、服 | <input type="checkbox"/> タオルやガーゼのハンカチ |
| <input type="checkbox"/> 子ども用歯ブラシ | <input type="checkbox"/> おんぶ紐または抱っこ紐 |
| <input type="checkbox"/> 子どもの不安を和らげるもの（お気に入りのおもちゃ、絵本、毛布、おしゃぶり等） | |

◇家の中の安全対策について

家族で、家の中の安全対策について確認しましょう。

- ▶ 家具類の転倒防止はしてあるか（突っ張り棒の使用等）
- ▶ 出入口やベランダなどの避難経路になる所に物が置かれていないか

◇避難場所について

家族で避難場所とルートの確認を話し合っておきましょう。

- ▶ 家族の集合場所、連絡方法は？
- ▶ 金ヶ崎町防災マップを確認

相談窓口一覧

育児についての不安や悩みは誰もが抱えています。ひとりで抱え込まず、誰かに相談するなど、ネットワークを広げてみてはいかがでしょうか。

次のような子育て相談機関にもお気軽にご利用ください。

	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
町の相談窓口	●児童手当、児童扶養手当に関すること ●ひとり親に関すること ●子育てや児童虐待に関すること	子育て支援課 子育て支援係	44-4611	月～金 8:30～17:15
	●妊産婦、お子さんの各健診や予防接種、心身の健康や育児、栄養等に関すること ●療育教室（チューリップひろば）や子育て相談（そだち・ことばの相談）に関すること	子育て支援課 母子保健係		
	お子さんの障がいに関すること	保健福祉センター 福祉係	44-4560	月～金 8:30～17:15
	保育所等・幼稚園等・小学校などに関すること	教育委員会事務局	42-2111	月～金 8:30～17:15
	●放課後児童クラブ（学童保育所）に関すること ●ファミリー・サポート・センターに関すること	金ヶ崎町 社会福祉協議会	44-6060	月～金 9:00～17:00
	放課後子ども教室（キッズくらぶ）に関すること	中央生涯教育センター	44-3123	月～金 8:30～17:15
	DVに関すること	保健福祉センター	44-4560	電話相談⇒随時受付 （場所：中央生涯教育センター）要予約 個別相談日⇒第1、3月曜日 10:00～15:00 ※日程を変更する場合がありますので、広報にてご確認ください。
医療費助成に関すること	住民課 国保年金係	42-2111	月～金 8:30～17:15	
県の相談窓口	（18歳未満の子どもの） 育児、非行、虐待などに関すること	虐待通告専用ダイヤル	189	24時間受付
	いじめなど	24時間 子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	24時間受付
	お子さんの養育、心身の発達、非行、性格行動やしつけ、不登校など、児童家庭相談全般に関すること	岩手県一関児童相談所	0191-21-0560	月～金 8:30～17:15 （児童虐待は24時間受付）
	いじめや体罰、不登校や親による虐待など子どもの人権に関すること	子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
	18歳までの子どもからの相談	チャイルドライン	0120-99-7777	16:00～21:00 （12/29～1/3 除く）
	学校生活について	ふれあい電話	0198-27-2331	月～金 9:00～17:00
	子育てについて	すこやかダイヤル	0198-27-2134	月～金 10:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）
	少年の悩み、非行、犯罪被害について	ヤング・テレホン・コーナー	県南少年サポートセンター 0197-65-2400 0800-0002400	月～金 9:00～17:45
	ひきこもりについて	岩手県ひきこもり 支援センター	019-629-9617	月～金 9:00～16:30
	不登校、ひきこもりについて	青少年自立支援センター 「ポランの広場」	019-605-8632	火・金・土 10:00～16:00

かねがさき子育て応援マップ

市外局番 0197

【子育て応援施設】

- 金ヶ崎町役場（住民課・教育委員会）・・・ ☎42-2111 西根南町22-1
- 保健福祉センター・・・ ☎44-4560 西根鑑水98
- 子育て支援課・・・ ☎44-4611 西根鑑水53
- 金ヶ崎町子育て支援センター・・・ ☎44-3365 西根高谷野原1072
- 金ヶ崎町社会福祉協議会・・・ ☎44-6060 西根南羽沢43
⇒ファミリー・サポート・センター、町内全学童の運営・申込先

（地区生涯教育センター）

- 中央生涯教育センター・・・ ☎44-3123 西根南羽沢55
- 街地区生涯教育センター・・・ ☎42-3608 西根北江甫53
- 三ヶ尻地区生涯教育センター・・・ ☎42-4376 三ヶ尻南荒巻48-2
- 南方地区生涯教育センター・・・ ☎44-2001 西根中田1
- 西部地区生涯教育センター・・・ ☎43-3414 西根高谷野原904-4
- 永岡地区生涯教育センター・・・ ☎44-6068 永沢堀切後18-4
- 北部地区生涯教育センター・・・ ☎43-3038 六原赤石34-5

【保育・教育施設】

（保育園等）

- 金ヶ崎保育園・・・ ☎42-2808 西根下餅田14-1
- たんぼぼ保育園・・・ ☎41-0288 西根辻岡30
- かがやき保育園・・・ ☎42-2555 西根南町8
- あおぞら保育園・・・ ☎47-4842 西根南町9-1
- よつば保育園・・・ ☎48-9083 三ヶ尻水口沢53-1
- ゆうゆう保育園いわて・・・ ☎022-765-6194 西根森山1

（認定こども園）

- 認定こども園南方幼稚園・・・ ☎44-3119 西根杉ノ崎26
- 認定こども園たいよう保育園・・・ ☎42-5005 西根寺下101

（幼稚園）

- 六原幼稚園・・・ ☎43-2210 六原赤石72
- 三ヶ尻幼稚園・・・ ☎42-4111 三ヶ尻谷地中36-1

（小学校）

- 金ヶ崎小学校・・・ ☎44-6055 西根大谷120
- 第一小学校・・・ ☎43-2322 西根二ツ堤45-24
- 永岡小学校・・・ ☎44-3241 永沢堀切後下5
- 三ヶ尻小学校・・・ ☎42-2226 三ヶ尻十三本塚16-2
- 西小学校・・・ ☎44-2704 西根高谷野原23

（中学校）

- 金ヶ崎中学校・・・ ☎44-2020 西根菖蒲沢27-1

子育て世代包括支援センターのご案内

問 子育て支援課 ☎44-4611

金ケ崎町では、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するため、「子育て世代包括支援センター」を子育て支援課（保健センター内）に開設しています。

「子育て世代包括支援センター」では、妊娠期から子育て期の皆さんが安心して過ごせるように、母子保健に関する専門的な知識をもった保健師・助産師等を配置し、子育て支援の情報提供や相談支援を行います。ご相談の内容によっては、必要な関係機関と連携をしながら継続した支援を行います。



妊娠・出産・子育てに関する質問やお悩みのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

【利用案内】

- 保健師及び助産師等による妊娠、出産、子育て期に係る相談、情報提供及び支援
- 地域の保健医療又は福祉の関係機関との調整及び包括的な支援の提供
- 妊娠期から子育て期に受けられる支援をまとめた「子育て情報ガイド（本誌）」の配布

おやこ交流 DAY

問

子育て世代包括支援センター ☎44-4611
(子育て支援課内)

未就学のお子さんや妊産婦さんを対象に、月1回施設を開放し、交流の場を提供しています。お子さんの体重測定や、成長・発達に関する相談もできます。時間内は出入り自由です。ぜひ遊びに来てください。

【時 間】 午前10時30分～正午、午後2時～3時30分

【場 所】 金ケ崎町保健センター（西根鑑水53）

【開催日】 町ホームページへ掲載しています。

【相 談】 保健師、管理栄養士、助産師が対応します。
(事前に相談内容をお知らせください。)



▲町ホームページ
(詳細はこちら)

▼相談受付フォーム



子育て情報ガイド

令和6年4月

発行：金ヶ崎町子育て支援課

〒029-4503 金ヶ崎町西根鍵水53

電話 0197 (44) 4611 / FAX 0197 (44) 4337